

大雨により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2021年7月9日
北陸電力株式会社

2021年7月1日からの大雨に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの大雨により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、以下のとおり電気料金の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において被災されたお客さま

<災害救助法が適用された地域>

【静岡県】熱海市

<隣接する地域>

【静岡県】伊東市、伊豆の国市、田方郡函南町【神奈川県】足柄下郡湯河原町

(参考) 内閣府発表 災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※災害救助法の適用地域については適宜更新されますので最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

<電気料金の支払期日1か月間延長>

被災されたお客さまの2021年6月分(2021年7月3日以降に支払期日を迎えるものに限ります)、7月分、8月分および9月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel : 0120-418969

<月～金曜日 9時～19時、土日祝日 9時～17時(年末年始を除く)>

以上